

平成30年第7回教育委員会議事録

平成30年5月9日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成30年5月9日（水）午後2時00分～午後2時33分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出 隆安 委員 對馬 初音
委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子
委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 田中 哲 教育企画担当部長 白石 高士
教育人事企画課長
学校整備部長 大竹 直樹 生涯学習担当部長 鈴木 雄一
中央図書館長
庶務課長 都筑 公嗣 特別支援課長 阿部 吉成
学校支援課長 高沢 正則 学校整備担当課長 岡部 義雄
生涯学習推進課長 本橋 宏己 済美教育センター長 平崎 一美
済美教育センター 寺本 英雄 済美教育センター 古林 香苗
統括指導主事
済美教育センター 東口 孝正 中央図書館次長 加藤 貴幸
就学前教育担当課長
副参事 倉島 恭一
(子どもの居場所づくり担当)

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 小野 謙二

傍聴者 1名

会議に付した事件

(議案)

議案第35号 杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第36号 杉並区図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について

(報告事項)

(1) 学校運営協議会委員の任命について

(2) 平成29年度杉並区「教育調査」の結果について

目次

議案

- 議案第35号 杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について・・・4
議案第36号 杉並区立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱につ
いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

報告事項

- (1) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・8
(2) 平成29年度杉並区「教育調査」の結果について・・・・・・・・8

教育長 ただいまから平成30年第7回杉並区教育委員会を開催いたします。本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、議案2件、報告事項2件を予定しております。

以上でございます。

それでは日程第1、議案第35号「杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について」を上程いたします。生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは、議案第35号「杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について」につきましてご説明を申し上げます。本議案は、杉並区文化財保護条例に基づきまして、委員の任期満了に伴い、新たに杉並区文化財保護審議会委員を委嘱するものでございます。

参考資料をご覧ください。文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査・審議し、これらの事項について教育委員会に建議するため、昭和57年5月に設置されました。委員は文化財に関し広く、かつ高い識見を有する学識経験者で構成され、任期は2年となっております。現在9名の委員を委嘱してございます。今回につきましても9名の方に引き続き委員をお願いし、進めてまいりたいと考えております。それぞれの委員の専門分野は、参考資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、よろしくをお願いいたします。

對馬委員 とても専門的な先生方が、また継続して受けていただけるのはとてもありがたいことだと思いますが、一番下の中込先生は大分遠方に住んでいらっしゃるようなので、ご負担になることはないのかということと、それから、上から2番目の稲葉先生が「19期目」と書いてありますが、大分長い間やってくださっているようなのですけれども、任期は何期までとか、そういう決まりというのはあるかどうか教えてください。

生涯学習推進課長 中込先生はお住まいになっているのは岐阜県の方で遠いのですが、大学が筑波大学ということで、その途上に東京があると

ということで、大学に通勤される日程と合わせて会議の日程を調整しておりますので、特に問題はないというところでございます。

あと、2番目にあります稲葉先生でございますけれども、19期目ということで、非常に長い任期になっておりますけれども、委員は文化財に対して、広くて高い識見を有するというだけではなくて、杉並区の文化財についてどれだけご存じかということが非常に重要になってきておりますので、やはり入れかえというものも当然必要だとは思いますが、杉並区の文化財についてよくご存じの先生が中に残っておりませんと、なかなか審議会をうまく運営できないということでございます。

期限ですが、特にこの条例の中では定めているものではございません。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

教育長 文化財保護審議会等を傍聴しておりますと、そこに付せられる案件の専門性の高さというか、建築物であるとか、考古学上の貴重な出土品であるとか、その鑑定とか、いろいろ調べた結果を伺うたびに、学識の深さというか専門性の高さをいつも感じるのですね。だから専門の委員として、こういう体制区分になるのですけれども、よく「余人をもってかえがたい」という言い方をすることがありますけれども、稲葉先生などは諮問した案件に対しての説明とか解説を伺っていても、本当に「なるほど、そういうことだったのか」と、我々がうかつにも見過ごしそうになる部分を丁寧に拾い上げて説明していただくと、なぜこれが価値を持っているのかということがよくわかる場面に私は複数回遭遇しております。そういう意味で、長くてもいいとは思いませんけれども、その人に求められる資質というか、あるいは識見というか、そういったものが高度であればあるほど、余人をもってかえがたい場面もあるのかなと思います。いつまでもお願いすることは可能であるかわかりませんので、それにかわる人を用意していくことも必要だし、また逆に、専門性を発揮していただける間はお願いするということがありますし、その辺は課題に応じて、これからのあり方を、特にどのような人をお願いをしていったらいいのかということも私たちの課題として考えていかなければいけないかなと改めて思いました。

庶務課長 ほかいかがでしょうか。

折井委員 今、9名の方に委員をお願いしていると思えますし、今回もそうだと思うのですが、定員というのは何名でしょうか。

生涯学習推進課長 文化財保護審議委員会は12名までで構成することができます。12名以内でということなので、12名まで増やすことは可能ですが、今の専門分野の構成ですとか、あとは人数を増やすと、やはり忙しい先生が多いので非常に日程の調整に苦慮してしまうということもありまして、現在は9名でいいのではないかと考えております。

折井委員 専門分野的にも今、拝見しているとかかなり違う分野の方に入ってもらっているのだなということはあるのですが、では分野的にもバランスよく、長くやってくださっている方とまだ1期、2期目というような方とバランスをとって、今のところはある意味いい形で維持しているということなのですね。

生涯学習推進課長 折井委員のご指摘のとおりでございます。多くの審議が、杉並区の指定登録文化財の指定に対する諮問に対する建議ということが中心になりますので、今後、今の専門分野以外の分野で指定が必要になるような物件が生じる可能性があれば、その分野を増やすということもあると思えますけれども、現時点ではこの構成でと考えてございます。

折井委員 ありがとうございます。

伊井委員 今の折井委員に補足してなのですけれども、そうしますと審議会そのものは、何か教育委員会の諮問に応じてということなので、定例的にやっているのではなくて、何か起こったときにやっていくという会議の形をとっているということでしょうか。

生涯学習推進課長 基本的に年度内で数件の指定ないし登録をかけるということで、貴重だと思われる文化財について、事前調査を文化財係でした上で、この審議会にかけていくということでございます。審議会では部会をつくっておきまして、その部会の中でまた人数を分けて細かな議論をしていくということで、最終的には審議会から答申をいただいて指定登録されるという手順になってございます。

庶務課長 ほかにご意見よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第35号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第35号につきましては、

原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第2、議案第36号「杉並区立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」を上程いたします。中央図書館次長からご説明申し上げます。

中央図書館次長 それでは、議案第36号「杉並区立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」をご説明いたします。本議案は、杉並区立図書館条例に基づき委嘱しております杉並区立図書館協議会委員のうち、1名の委員からの申し出による解嘱に伴い、新たに委嘱をするものでございます。平成29年6月10日委嘱の現委員のうち、三國隆子委員から辞任したい旨の申し入れがございました。これに伴い三國委員を解嘱し、新たに有泉正二委員を委嘱いたします。なお有泉委員の任期は、前任者の残任期間である平成30年5月10日から平成31年6月9日までとなっております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたら、お願い申し上げます。

教育長 これは、選出区分の母体の事情というか、いわば、個人的な都合というよりは、選出母体の方の事情という形になりますか。

中央図書館次長 今回の解嘱と委嘱につきましては、区内の大学連携の代表ということで、大学図書館を有している区内の大学から代表を出していただいているところでございますが、今期におきましては、東京立正短期大学の方から委員を出していただいているところです。その中で、大学の校務分掌の変更というものが年度がわりでございましたので、新たな委員を東京立正短期大学から出していただいて、その方に就任していただくということでございます。

庶務課長 ほかにご意見はよろしいでしょうか。それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願い申し上げます。

教育長 それでは採決を行います。議案第36号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは意義がございませんので、議案第36号につきましては原案のとおり可決といたします。

以上で議案の審議を終わります。引き続きまして、報告事項の聴取を

行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「学校運営協議会委員の任命について」。学校支援課長から説明いたします。

学校支援課長 私からは、「学校運営協議会委員の任命について」ご報告をさせていただきます。杉並区学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づく学校運営協議会委員の任命についてご報告をさせていただきます。任命期間につきましては、平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間でございます。今回の任命につきましては、それぞれ記載の3校3名の、いずれも校長推薦の委員の方でございます。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

伊井委員 たまたま荻窪小学校のPTA会長さんだということ存じ上げているのですが、ほかにはPTA会長さんは入ってらっしゃいますか。

学校支援課長 他の委員の推薦母体でございますけれども、八成小学校の小森委員につきましては、青少年委員の交代による1期目の委員でございます。それから、その下の向陽中学校の塩田委員につきましては、平成30年度のPTAの会長ということで、今回新たに任命ということでございます。

伊井委員 ありがとうございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項2番「平成29年度杉並区教育調査の結果について」。済美教育センター所長からご説明いたします。

済美教育センター所長 私から、「平成29年度杉並区教育調査の結果について」ご報告いたします。この調査は、本調査の結果をもとに各学校、子どもの実情に応じた支援を行い、各学校・子供の教育活動・保育活動の改善、保育・教育の質の確保、さらなる向上を図ることを目的に実施しております。対象は保育者と教員、全ての保護者、児童・生徒については小学校5年生以上の児童及び中学校の全生徒になります。

人数、調査方法、内容、実施期間につきましては資料のとおりでございます。

次に、調査結果の概要をご説明いたします。調査結果概要の表は、杉並区教育ビジョン2012推進計画の計画指標とした項目を中心に結果をまとめたものでございます。①の「小中一貫教育」につきましては、教育報や教育委員会ホームページのほか、学校だよりや学校公開など様々な機会を通して各学校における小中一貫教育の取組やその成果について、情報発信を充実させたことにより保護者の肯定率が上昇しました。一方で児童・生徒及び教員の肯定率は、おおむね現状維持の状況にあると考えております。②の「教員による充実した学習指導」、③の「個に応じた指導」については、これまで指導教授の配置、学習支援教員、補助教員の活用などの取組を進めてきましたが、おおむね横ばいの状況にあり、④の「地域と協働した授業」については、学校運営協議会の拡充や、平成26年度から全校で実施している土曜授業を中心に学校支援本部等と連携し、「かかわり」と「つながり」を重視した教育活動が展開され、一定の肯定率を維持しているものと考えております。⑤の「ICT機器を効果的に活用した学習活動」については、各学校で電子黒板機能付プロジェクタなどの日常的な活用が進むとともに、全校で年3回実施したICT公開授業、杉並教育ICTフォーラムの開催、教育報や教育委員会ホームページを通じた情報発信の充実により、保護者や地域とICTの活用状況や活用の目的などについての共有化が図られたことから、児童・生徒、保護者、教員ともに上昇したものと考えております。

裏面をご覧ください。今後の取組の方向性につきましては、小中一貫教育につきまして、今後推進計画における児童・生徒の目標値の達成に向け、特定の課題に対する調査、意識実態調査結果をもとにした小中連携校合同による校内研修を促進するとともに、教科等教育推進委員会や杉並教育研究会との連携による義務教育9年間を通じた一貫性のある学習指導に関する指導事例集を作成するなど、各学校の教育活動の工夫、授業改善に向けた支援を行うとともに、小中一貫教育の取組や、その成果についての情報発信につきましては、引き続き充実を図ってまいります。

次に、個に応じた指導、教員による充実した学習指導につきましても推進計画における児童・生徒の目標値の達成に向けて、さらなる指導力の充実を図る必要があります。今後はこれまでの取組に加え、一人ひとりの児童・生徒の学習状況に応じた指導の充実を図るため、特にICTを活用し

た個の学びの支援により一層力を入れるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教員研修の実施、授業力向上塾の充実などの取組により、教員の授業力向上を図ってまいります。

地域と協働した授業につきましても推進計画における児童・生徒の目標値の達成に向け、各学校がより一層地域とともにある学校づくりを進められるよう、各学校の有益な取組を区内の学校に広げるなどにより、地域の実情に根差したカリキュラムの開発、地域との連携協働体制の強化等を進めてまいります。

最後ですが、ICT機器を効果的に使用した学習活動につきましては、今後ともICTを有効に活用した授業を進めるとともに、ICTの効果的な活用を通じた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教員研修等を実施してまいります。

以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

久保田委員 2番について、数字の質問ではなくて、取組について質問いたします。現在の大量採用時代が続く中で、どこの学校においても若手教員の占める率が大変高くなっています。そのような中で、教員がいろいろな場で学んでいくということでは、本当にいろいろあるなど思っているのですが、その中で、ここに述べられている授業力向上塾についてのこれまでの取組及びこれからについて具体的に教えていただけますでしょうか。

済美教育センター所長 授業力向上塾につきましては、教員経験3年から8年の経験の教員を対象に、国語・算数・体育・理科の教科で実施しています。毎年14、15名の塾生がいます。区内の指導力の高い教員の授業を見たり、また、指導をいただいたりというようなことで進めてきております。

久保田委員 ありがとうございます。

折井委員 調査の目的として、各学校・子供園の教育・保育の質を確保し、さらなる向上ということで、調査対象では保育者も含まれているということなのですが、結果の概要のところには教員とくくってあって、なので保育者も入っているのか、そして内容的に、どちらかというところと小中学校を対象にした調査の結果報告なのかなと感じるのですけれども、子供

園の教育に関しては、どのような調査がなされたのでしょうか。

済美教育センター所長 この概要につきましては主に小中学校を中心にまとめていますけれども、子供園につきましても例えば個に応じた指導にあたるようなところでは、保育者対象には幼児一人ひとりの興味に応じた豊かな環境構成・援助ができていくかどうかというような質問であったり、保護者に対しては子ども一人ひとりの興味・関心に応じた環境の工夫が行われているか、また、様々な体験が行われているかどうかというような質問をしております。

折井委員 ちなみに、学びをつなげ、切れ目のない教育というⅠの①の義務教育9年間の前の、幼保連携に関連したような質問も含まれていたのでしょうか。

済美教育センター所長 そういった観点でいきますと、幼児期の発達と特性を十分に踏まえ、小学校教育との円滑な接続を意識した保育を行っているかどうかというような問いで、教員には聞いたりしています。

折井委員 その結果は、こちらは小中学校中心だとしたら、そのあたりは現在のところおおむね良好という結果だったのでしょうか。それとも、どこか特別に低いところがあったり、そういうことなのですか。

済美教育センター所長 保育者または子供園の保護者につきましては、おおむね9割台の肯定的な評価をいただいているという結果になっております。

折井委員 ありがとうございます。

庶務課長 ほかにはいかかでしょうか。お願いいたします。

教育長 Ⅰの①の「義務教育9年間を通した一貫性のある教育が進められているか」というところで、保護者の肯定率が年々高まってきている。大変いいことだなと改めて思うのです。多分自分の子どもが大きくなっていくのを見ていながら、なるほどと思う場面が見られるようになってきたのだらうと思います。小中一貫教育、何の効果もないじゃないかと言う方もいますけれども、1年生から入って9年間通した子どもがいるわけではありませんから、まあ見てください、これが成果ですという形にはいかないけれども、例えば5、6年生と中学生のかかわりの場面なんかをその子の保護者が見ていて、なるほど、そういうことかと思ってもらえるような場面も出てきたのかな。それから、例えば和泉学園だったら、中学の保護者会なんかでいろいろな話を聞いているときに、小

学校のときにはこうだったけれども、中学に来たら、なるほど、あのときのあれは今こういうふうになってきているのかというような、具体的な場面をさかのぼって思い出すことができることもあるだろうと思うのです。そうすると、今の学校や教育委員会が言っていたことの、言ってみればなかなか理解できなかった部分が、子どもの変化や成長とか、あるいは今の状況を見て、さかのぼって納得し直すという、そういうことは我々も経験上あるわけで、もしそういう形で1つ1つの場面に理解や納得が得られることが増えてきているとすれば、これは大事なことだなと改めて思います。39.6%から40%、できればこういった肯定率がほかの指標と同じようなところまでいくといいのですが、ただ、それは多分、小学校の低学年からずっとやっていく中で、中学になったときに、このスパンの中で改めて理解できるということだとすれば、もうちょっと気長に、もうちょっと丁寧に見ていく必要がある、そう思います。

一方で、連携型で行っている小中一貫教育もあれば、隣接しているところで非常に密接に行っているところもありますから、教育のスタイルとか置かれた環境によって感じるものも多分違うだろうと思うのです。例えば、小学校でiPadを使って3年、4年、5年、6年とやってきて、それが中学校になったらやっていないということであれば、何年か前にそういうことがありましたけれども、小学校でやっているのに何で中学校でやらないのかという、非常にわかりやすいご質問で、そういうときには連続的に、小学校で習ったことや小学校で得た経験や様々な技能を中学で継承・発展させていくことができるような環境を整えていかなければいけないわけです。iPadは小学校だけですということではなくて、中学になればなったで、それまで小学校で扱われてきた技能にさらに加えて、年齢や発達段階に応じた使い方ができるようにしていかなければいけない。この間の教育委員会の施策の方向性としては、連続的な学びをサポートしていくということで、そういった教育機器やICTの環境整備も途切れないようにしていくということをしてきたわけですから、そういうことに対する理解も保護者や児童・生徒にされていっているとすれば、これからもそのところは大事にしていかなければならないし、そういう成果を踏まえて、今後の環境整備についても同じような考えの中でやっていく根拠ができたわけですから、それは大事にしていけることも必要かなと改めて思います。

庶務課長 ありがとうございます。ほかにご意見はよろしいでしょうか。それでは、ないようですので、報告事項2番につきましては以上とさせていただきます。

以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、以上で本日予定しておりました日程はすべて終了いたしました。庶務課長、何か連絡事項がございましたら、どうぞ。

庶務課長 それでは、次回の日程をご案内させていただきたいと思えます。次回の教育委員会の日程でございますが、5月23日水曜日、午後2時から定例会を予定してございます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。